

**「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案」
に対する意見募集の結果について**

令和7年11月7日

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案」について、以下のとおり意見募集（パブリック・コメント）を実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和7年9月27日（土）から令和7年10月26日（日）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集。

2. 寄せられた意見数

12件

3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

※「御意見の概要」に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等については修正しております。

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案」
 に対する意見募集に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙

施行規則案に関する御意見

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	様式第1号に「第65条第2項関係」とあるが、「第70条第2項関係」の誤りではないか？	いただいた御意見を参考に、修正いたします。 修正箇所：様式第1号
2	第二条第八号中「第十条各項に掲げる」は「第十条各号に掲げる」の誤りではないか。 第十七条第五号のイ及びロは「もの」で終わるので文末の句点は不要ではないか。 第三十一条第一号ロの「以下このハにおいて同じ。」は、「以下ハにおいて同じ。」の誤りではないか。 第三十七条第一号の文末は句点が必要ではないか。	いただいた御意見を参考に、修正いたします。 修正箇所：第2条第8号、第17条第5号イ及びロ、第31条第1号ロ、第37条第1号
3	〈該当箇所〉 添付資料 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案 20 ページ 〈意見の要約〉 規則第二十一条の条文に誤りがあるため修正してほしい。 〈意見の内容〉 規則第二十一条の条文に「令第五条第二号ニの環境省令で定める事項」	いただいた御意見を参考に、修正いたします。 修正箇所：第21条

	<p>とありますが、該当箇所は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案第五条第一号ニが正しいため、規則第二十一条の条文を「令第五条第一号ニの環境省令で定める事項」に修正をしてください。</p> <p>〈意見の理由〉 修正するため。</p>	
4	<p>〈該当箇所〉 添付資料 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案 21 ページ</p> <p>〈意見の要約〉 規則第二十二条の条文に誤りがあるため修正してほしい。</p> <p>〈意見の内容〉 規則第二十二条の条文に「令第五条第三号の環境省令で定める期間」とありますが、該当箇所は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案第五条第二号が正しいため、規則第二十二条の条文を「令第五条第二号の環境省令で定める期間」に修正をしてください。</p> <p>〈意見の理由〉</p>	<p>いただいた御意見を参考に、修正いたします。</p> <p>修正箇所：第 22 条</p>

	修正するため。	
5	<p>1 該当箇所 関連資料「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案」の概要3頁17行目（報告事項）</p> <p>2 要 約 再資源化の実施の状況の報告について、本施行規則案第68条第2号で定める事項の明確化を希望します。</p> <p>3 内 容 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和6年法律第41号。以下「法」という。）第38条第1項により特定産業廃棄物処分業者が環境大臣に報告しなければならない事項並びに同条第2項により特定産業廃棄物処分業者を除く産業廃棄物処分業者が環境大臣に報告することができる事項として、産業廃棄物の種類及び処分の方法ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量のほか、環境省令（施行規則）で定めるものと規定されているところ、本施行規則案第68条第1号の規定では「氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」と明示があるものの、同条第2号の規定では「その他再資源化の実施の状況に関する事項」とあるのみであったことから、具体的に求められる報告内容について何うものです。</p> <p>4 理 由 法の全部施行後において、再資源化の実施の状況の報告に当たり産業廃棄物処分業者が混乱等することなく着実かつ適切に行える状況を、あらかじめ</p>	<p>施行規則第68条第2号の規定は、報告事業者がアピールしたい任意の報告項目として、再生材の性状等や自由記述欄の用意を想定しておりません。</p> <p>いただいた御意見を参考に、わかりやすい報告方法となるように検討してまいります。</p>

	<p>め確保しておきたい趣旨とご理解ください。</p> <p>出典 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」(令和6年法律第41号)第38条 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案」第68条</p>	
6	<p>提出意見：</p> <p>本施行規則案において、再資源化事業等の高度化を推進するための認定制度が設けられていますが、今後のグローバルな資源循環を見据え、以下の点を提案いたします。</p> <p>1. 海外からの廃棄物回収を可能とする仕組みの整備 現行制度では、国内で発生する廃棄物を対象とする運用が主となっています。しかし、海外で発生した有価廃棄物・副産物の回収・再資源化を可能とすることで、日本のリサイクル技術の国際展開や資源確保にも寄与します。 したがって、認定事業者が海外からの廃棄物を適正に回収・輸入し、再資源化できるよう制度設計を検討いただきたいと思います。</p> <p>2. 認定証の発行および英語版の発行 海外企業や自治体との取引を行う際、再資源化事業者の信頼性を証明するために、英語版の認定証が不可欠です。</p>	<p>いただいた御意見1.については、既存の廃棄物行政に対する御意見と史料いたします。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に限らず、今後の行政運用の参考とさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見2.については、認定事業者等の要望も踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>

	<p>よって、認定証の発行時には、日本語版とともに英語版の発行を制度上可能とすることを要望します。</p> <p>理由</p> <p>資源循環は国境を越えた取り組みであり、日本企業が海外での資源回収・再資源化活動を推進するためには、国際的に通用する認定制度が必要です。特に英語版認定証の発行は、海外パートナーとの契約・手続きの効率化および信頼性向上に資するものと考えます。</p>	
7	<p>提出意見：</p> <p>「分離・回収事業計画」の「対象品目」のうち「特定品目」として、「漁網・漁具」を追加していただきたい。</p> <p>理由は、我が国における海洋プラスチック汚染（海岸漂着ごみ）において漁具・漁網が占める割合は大きなものがあります。無論、海外から流れてきたものが多くを占めますが、海外の影響が少ない内湾・内海でも漁具は漂着プラゴミの多くを占めます。一方、今、漁業界においては、使用済み漁具・漁網のリサイクルの機運が大きく盛り上がっています。</p> <p>ただ、分離・回収の難しさもあり、回収コストが非常に高くつくのが難点で、結果として、比較的安価な埋立処分等を選択する漁業者がほとんどです。</p> <p>そこで、漁業分野から海洋プラゴミ汚染の解決に大きく貢献する為にも、また、使用済み漁具のリサイクルに大きな弾みをつける為にも、リサイクル業界を応援致したく、是非とも冒頭のお願いを御聞きとどけたい。</p>	<p>高度分離・回収事業において環境大臣が定める廃棄物は、国内におけるその発生量の増加又は増加の見込みに関する状況、通常その再資源化の実施の工程に用いられる技術と比して再生部品又は再生資源の効率的な回収ができると認められる技術の活用の状況、社会の要請等を勘案して見直しを行うものとしており、ただちに対象廃棄物に含める蓋然性は高くないものと考えております。</p> <p>なお、他の2つの類型においては、お示しの廃棄物等も各基準を満たした再資源化を実施すれば認定対象になり得ることを申し添えます。</p>

	<p>よろしくお願いします。</p>	
8	<p><意見の要約></p> <ul style="list-style-type: none"> 高度再資源化事業計画の認定申請には「温室効果ガスの排出の量の削減の効果」を示す書類は必要ないか その他、運用上のルール、文言の解釈、具体的にどのような書類を提出すべきかの確認 <p><意見内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 第二条～第十二条 <p>「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」第一条（目的）や第二条（定義）では「温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため」や「再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の効果が増大すること」を謳っているが、規則案の「高度再資源化事業計画に関する事項：類型①」（規則案第二条～第十二条）を見る限り、「温室効果ガスの排出の量の削減の効果」を示す資料は求められていないように見受けられます。</p> <p>高度再資源化事業計画の認定申請には「温室効果ガスの排出の量の削減の効果」を示す書類は必要ないのでしょうか？</p> <p>また必要がある場合は、どのような書類を想定されていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二条第十一号 <p>「再生部品又は再生資源が法第十一条第二項第四号に規定する者に対して</p>	<p>高度再資源化事業計画では、申請書に施行規則第2条第5号において「法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類」を添付することと規定されており、当該指標が温室効果ガス排出量の削減効果と資源循環効果の2つの指標を指しております。必要な書類は指標の算出に係る計算シート等の根拠書類を想定しており、別途申請の手引きや温室効果ガス排出量削減効果・資源循環の効果についての算出ガイドラインにおいて詳細をお示しいたします。</p> <p>また、「再生部品又は再生資源が法第十一条第二項第四号に規定する者に対して供給されると見込まれることを確認できる書類」として、協定書や覚書等の供給を受ける者との連携が確認できる書類を想定しております。</p> <p>なお、「供給を受ける者」については、申請書に大部分の供給を受ける者として2者まで代表的な供給先と、その他の供給先を記載いただくことを想定しています。</p> <p>トレーサビリティについては、既存のマニフェストの運用だけでは事足りず、これらで把握している事項に加え、再生材として需要者に売買される行程まで対象物の追跡等が可能である必要があるほか、対外的にそのデータ等を示すことで証明することが可能となっていることが求められます。</p> <p>供給を受ける者を追加する場合においては、代表的な供給先の変更を伴う場合には変更認定となりますが、それ以外の同質の再生材の供給先の追</p>

<p>供給されると見込まれることを確認できる書類」とは、どの程度の書類を想定されているのか、明示していただきたいです。</p> <p>（供給を受ける者の品質基準等を明記したものであればよいのか？ 覚書や協定などの何らかの捺印を要する書面が必要なのか？など）</p> <p>また、「供給を受ける者」は企業を特定（A社のみ1社、A社とB社の2社など）する必要がありますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三条、第八条、第十四条、第二十三条 <p>「トレーサビリティ」とはマニフェストの運用イメージで良いでしょうか？</p> <p>その場合、高度化法取得のメリットとしてより簡易的な運用の工夫をお願いしたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第十七条第一号 <p>「A社とB社の2社」として、高度再資源化事業が認定された場合に、後から品質基準等が同等な別の「C社」を追加しようとする場合は、「高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの」に該当し、軽微な変更の届出を行えばよいでしょうか？</p> <p>また、「趣旨の変更を伴う」とはどのような事象を想定されていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二十五条第二号 <p>「適切に保管できる量」とは、県・政令市で定めている「積み替え保管の</p>	<p>加は軽微な変更として届出をしていただくこととなります。</p> <p>施行規則第25条第2号の積替えに係る保管の量に関する規定は、廃棄物の滞留による生活環境保全上の支障が生じないように、廃棄物処理法同様の規定としております。その上で、いただいた御意見等は今後の行政運用の参考とさせていただきます。</p> <p>同条第3号の規定は、廃棄物の性状に変化が生じない場合においても、同条第1号及び第2号に規定する基準を満たすことに加え、施行規則第6条第1号に規定されている高度再資源化事業計画に記載する高度再資源化事業を開始してから当該高度再資源化事業により得られる再生部品又は再生資源をその供給を受ける者へ引き渡すまでに要する期間を踏まえて、適切な期間とすることを想定しています。</p> <p>施行規則第31条第1号ホのただし書き規定については、高度再資源化事業計画において炭化水素油又は炭化物を生成するために熱分解を行う場合に生じたガスの処理について、廃棄物処理法と同様の規定を設けたものであり、特定の事業を想定したものではありません。</p>
---	---

	<p>基準」に準ずるとの解釈と考えられますが、高度化法認定業者としてより緩和的基準での運用をお願いしたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二十五条第三号 「性状に変化が生じないうちに搬出」について、性状が変化しない廃棄物の場合、保管期間の目安はどのように考えれば良いかを明示していただきたいです。 ・ 第三十一条第一号ホ 「ただし～」以降の表現部分は複雑な条件であるが、どのようなものを想定されているのか、明示していただきたいです。 	
9	<p>第 17 条第 5 号ハについて廃棄物処理法施行規則第 5 条の 2 第 4 号などと同じように「排ガス又は排水の排出の方法」も対象とすべきではないか。</p> <p>第 52 条第 16 号の優良産業廃棄物処分業者の定義について、廃棄物処理法施行令第 6 条の 14 第 2 号に掲げる者も追加すべきでないか。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、修正いたします。 修正箇所：第 17 条第 5 号ハ及び第 52 条第 16 号</p>
10	<p>1. 施行規則第 2 条第 9 号及び 10 号（規則案 p 3） 「廃棄物処理施設の取り扱いについて」</p> <p>高度再資源化事業に供する廃棄物処理施設の取り扱いについては、法第 13 条第 9 項において「廃棄物処理法の特例」の一環として設置許可不要</p>	<p>廃棄物処理施設の取り扱いについて、法における「設置」は廃棄物処理法の運用と同様に、実際の建設行為を伴わない場合も想定されています。</p> <p>事業計画によって様々な実態があると思われるため、いただいた御意見を参考に、申請の手引きにおいて基本的な考え方をお示しできるよう検討いたします。</p>

<p>とされています。</p> <p>一方、規則第2条第9号及び第10条においては、既存の廃棄物処理施設及び新たに設置予定の廃棄物処理施設のそれぞれに関する書類を求めています。</p> <p>しかし、実際の事業においては、上記9号及び10号のように明確に区分できる施設だけではなく、既存の廃棄物処理施設の一部を増強して対応する場合や、この法律に基づき設置した廃棄物処理施設の一部をこの法律の目的とは異なる廃棄物の処理に転用する場合など様々な運用が想定されます。</p> <p>廃棄物処理施設の設置については、これまで廃棄物処理法においても、事業者の負担も大きく、最大の関心事と言っても過言ではなく、予想される様々な運用形態に沿った法の適用関係について、具体的に通知等で周知していただきたい。</p> <p>また、他法の範囲とはなるものの、都市計画法及び建築基準法（第51条）の適用についても他省庁等との合意事項等があれば併せてご教示いただきたい。</p> <p>2. 施行規則第3条第1号 （規則案 p 4） 「取扱う再生部品又は再生資源の数量が少ない場合の対応について」</p> <p>事業の内容に関して、取扱う再生部品又は再生資源の数量が計画書の記載事項とされているが、この数量が少ない場合や、再生資源等の需要量に対</p>	<p>また、都市計画法や建築基準法など他の法律の適用を受ける場合においては、再資源化事業等高度化法に係る規定等は特になく、それぞれの規定による手続きを行っていただく必要があります。</p> <p>取り扱う再生部品又は再生資源の数量が少ない場合の対応については、事業計画の記載される数量の多寡に関わらず、法第11条第2項第4号の規定する温室効果ガス排出量の削減効果と資源循環効果の2つの指標の数値が再資源化を行う廃棄物に係る全国平均の処理における数値より大きなものであれば各基準を満たした再資源化を実施すれば認定対象となります。</p> <p>施行規則第8条第8号に規定する地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組に関する事項については、いただいた御意見を参考に、期待する取組や具体的な事例を申請の手引きでお示しできるよう検討してまいります。</p> <p>施行規則第8条第10号に規定する国内での資源循環の促進に資する事業については、例えば国内で収集した廃棄物から製造した再生材を国内の製造事業者へ供給する事業や、国内で収集した廃棄物から製造した再生材を海外に輸出し、製造した製品の一部を日本に輸入する事業などの例を想定しており、事業計画が合致しているかどうかは申請書に記載いただく供給先の情報により判断いたします。</p> <p>また、供給先が施行規則第8条第10号の規定にそぐわない者となった場合には、直ちに認定取り消しになり得るものとは想定していませんが、法第12条第3項第1号の規定により、正当な理由なく認定高度再資源化</p>
--	---

<p>する供給割合が極めて小さいなど事業が小規模な場合には、そのこともって認定の対象から外れることはあり得るのかご教示いただきたい。</p> <p>3. 施行規則案第8条第8号 (規則案 p 10) 「地域の環境の保全と地域の社会経済の持続的発展について」</p> <p>高度再資源化事業の基準に関し、「地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものであると認められること。」とされているが、事業の基準としては、やや抽象的な表現であり、事業者として判断に迷うところです。</p> <p>今後、施行通知や手引き等でより具体的な要求事項や事例などを示していただきたい。</p> <p>4. 施行規則案第8条第10号 (規則案 p 10) 「国内での資源循環の促進について」</p> <p>高度再資源化事業の基準に関し、「再資源化により得られる再生部品又は再生資源を我が国の資源循環の促進に資する事業活動を行う者に供給する者であること。」とされている。これは、再生資源等を安易に輸出せずに国内における資源循環を優先すべきとの主旨と解釈するが、この場合、供給先の事業活動が基準に合致するかをどのように証すればよいのか、また、これに反する事業形態となった場合には、認定取り消しの対象となりえる</p>	<p>事業計画に従って高度再資源化事業を実施していないと環境大臣が認める場合には、当該計画の変更指示等を行う場合があります。</p>
---	--

	のかご教示いただきたい。	
11	<p>意見 1</p> <p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則案 9 頁 5 から 7 行目 <p><意見の要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準的な規格や市場の状況に照らす」とされているが、実効性を高めるためには、特に製造側における規格の明確化が重要である。 <p><意見内容/理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の技術革新や市場ニーズの変化に伴い、求められる品質や規格は今後さらに高度化・多様化することが予想される。特に ESG（環境・社会・ガバナンス）面での追加的な要求が加わる可能性も高く、再資源化事業者にとっては対応の難易度が増す。加えて、標準的な規格は業界ごとに曖昧であり、製造業者によっても要求水準が異なるため、再資源化事業者単独での対応には限界がある。こうした状況を踏まえ、製造側との連携・協力体制の構築が不可欠である。 <p>意見 2</p> <p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則案 9 頁 10 行目 <p><意見の要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「当該者に大部分が供給される」とあるが、供給割合や使用停止時の対応、複数社への供給可否などの基準が不明確で整理が必要。 	<p>いただいた御意見 1 については、再生部品又は再生資源に求められる規格は製造事業者により異なる場合があります。そのため、高度再資源化事業計画においては、再生部品又は再生資源の供給を受ける者である製造事業者との連携を求めることで、需要に応じた資源循環を実施するものとしています。</p> <p>また、御意見 2 における施行規則第 8 条第 2 号に規定する「当該者」については、申請書に大部分の供給を受ける者として 2 者まで代表的な供給先と、その他の供給先を記載いただくことから、供給を受ける者が複数の場合にあっても認定の対象となります。</p> <p>なお、供給を受ける者を変更する場合には、代表的な供給先の変更を伴う場合には変更認定となりますが、そうでない場合には軽微な変更として届出をしていただくこととなります。</p> <p>御意見 3 の廃棄物から得られた再生材の中間物が有価物として流通する場合の適切な環境対策について、いただいた御意見を参考に検討してまいります。</p> <p>御意見 4 については、御意見をいただきましたとおり、いずれの類型においても、申請される事業計画等に含まれていれば一般廃棄物も対象になりえます。認定を受けることによって不要となる廃棄物処理法の許可についてわかりやすい形で手引きに記載することを検討してまいります。</p> <p>御意見 5 については、廃棄物の滞留による生活環境保全上の支障が生じないように、廃棄物処理法同様に規定しており、高度再資源化事業計画に</p>

<p><意見内容/理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該者に対して大部分が供給される」とされているが、具体的にどの程度の割合が求められるのかは不明確である。また、供給先での使用停止や新たな要望が生じた場合の取り扱いについても整理が必要である。なお、「当該者」が複数の事業者であっても認められるのか、それとも一社に限定されるのかについても明確化が求められる。 <p>意見 3</p> <p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則案 11 頁 12 行目 <p><意見の要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物から得られた再生材の中間物が有価物として流通する場合にも、適切な環境対策が講じられるよう、ルールを整備が求められる。 <p><意見内容/理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度再資源化事業計画では廃棄物処理施設に関する基準が設けられているが、再生材が有価物として取り扱われる加工段階では、十分な環境対策が講じられていない現状も見受けられる。有価物となった後も環境負荷や安全性への配慮は不可欠であり、その取り扱いについても一定のルールを整備すべきではないか。 <p>意見 4</p> <p><該当箇所></p>	<p>においては、申請時に廃棄物の収集及び運搬から再生資源の供給までの流れを記載いただく必要があります。なお、認定高度再資源化事業者からの委託を受けて廃棄物の収集及び運搬又は処分の全部又は一部を実施する者を変更する場合には、施行規則第 17 条第 2 号イ及びロにおいて、法第 11 条第 2 項第 6 号に規定する者の変更について規定しているとおおり、必要な措置を講じていれば軽微な変更となるため、施行規則第 18 条に規定するとおおり、変更の日から 30 日以内に環境大臣に届出書を提出することとなりますので、事後報告が可能となる制度となっています。</p> <p>御意見 6 の長期保管に対する御懸念については、施行規則第 3 条第 4 号に規定するトレーサビリティや高度再資源化事業計画に記載する事項として施行規則第 6 条第 1 号に規定されている高度再資源化事業計画に記載する高度再資源化事業を開始してから当該高度再資源化事業により得られる再生部品又は再生資源をその供給を受ける者へ引き渡すまでに要する期間の事項により、搬入・搬出の実態を把握することができるものと考えております。いただいた御意見を参考に実績報告の運用について検討してまいります。</p> <p>御意見 7 については、再資源化工程高度化計画において、施行規則第 57 条第 4 号に申請者の能力として優良産業廃棄物処分業者であることを規定しております。当該計画については、認定を受けた場合には、廃棄物処理法第 9 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けたものとみなすため、認定後は廃棄物処理法の適用を受けることに加えて、当該計画に係る認定の取消規定を設けておりませんので、当該計画の実施者が認定後</p>
--	--

<p>・ 施行規則案 15 頁 5 行目</p> <p>< 意見の要約 ></p> <p>・ 高度化法に一般廃棄物の記載はなかったが、表示基準等に含まれることから対象と理解される。制度の整合性と説明の明確化が必要。</p> <p>< 意見内容/理由 ></p> <p>・ 高度化法については、これまで一般廃棄物に関する記載は見受けられなかったと記憶しているが、収集・運搬に係る表示基準に一般廃棄物が含まれていることから、産業廃棄物に加えて一般廃棄物も対象となると理解するが、その理解でよいか。制度全体の整合性や説明の明確化が必要である。</p> <p>意見 5</p> <p>< 該当箇所 ></p> <p>・ 施行規則案 22 頁 8 行目</p> <p>< 意見の要約 ></p> <p>・ 再委託先が多い場合は運搬先の事前特定が現実的でない場面もあり、柔軟な選定が望ましい。積み替え先の要件も柔軟な制度運用が求められる。</p> <p>< 意見内容/理由 ></p> <p>・ 再委託先が多数存在する場合、運搬先を事前に特定することで非効率となる可能性があり、廃棄物の性状や処理能力の変動に応じて最適な運搬先を柔軟に選定する必要がある。そのため、積み替え先の事前指定を求める現行の要件については、複数候補の登録や事後報告の許容など、柔軟な運用が可能となるよう制度の見直しが求められる。</p>	<p>に優良産業廃棄物処分業者でなくなった場合にあっては、廃棄物処理法第 9 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可に影響を与えるものではありません。</p>
---	--

<p>意見 6</p> <p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none">・「性状に変化が生じないうちに搬出」との規定は長期保管を許す可能性があり、帳簿確認による実態把握の仕組み導入が必要。 <p><意見の要約></p> <ul style="list-style-type: none">・「性状に変化が生じないうちに搬出」との規定は長期保管を許す可能性があり、帳簿確認による実態把握の仕組み導入が必要。 <p><意見内容/理由></p> <p>・「性状に変化が生じないうちに搬出」とされているが、逆に言えば長期保管が可能とも解釈されかねず、災害時の流出や環境負荷、帳簿管理の不透明化などの懸念がある。積み替え保管場が実質的な保管施設と化すことを防ぐためにも、年次報告時に帳簿を確認し、搬入・搬出の実態を把握する仕組みの導入が望まれる。</p> <p>意見 7</p> <p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none">・ 施行規則案 48 頁 3 行目 <p><意見の要約></p> <ul style="list-style-type: none">・ 再資源化工程の高度化に伴う処理受託には優良処分業者であることが要件だが、認定失効時の制度上の扱いが不明確である。 <p><意見内容/理由></p>	
---	--

	<p>・再資源化工程の高度化を目的として産業廃棄物処理施設を用い、処理を受託する場合には、優良産廃処分業者であることが求められているが、仮にその認定が失効した場合、制度上どのような扱いとなるのか明確にされていない。</p>	
--	---	--

このほか、今回の意見募集に直接関係のない御意見を1件いただきました。これらの御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	御意見の概要
1	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則案を拝見して</p> <p>放射性廃棄物も除染土も放射性物質も放射線も怖いので</p> <p>放射性廃棄物と除染土と放射性物質が放射線が人への無害になる治療法、活用方法が確立されるまで</p> <p>原子力発電をやめて、</p> <p>人から離れた沖ノ鳥島や島の埋め立てに使うか、オンカロに持って行って管理してもらいたいのので、</p> <p>財源として、</p> <p>自給自足で原価20円で</p> <p>すべての日本人に</p> <p>サービスのベーシックインカムを実現し、</p> <p>本人が選択的にガソリン代、軽油代、電気代、有機食料、無農薬食糧費購入代、タクシー代金、紙パンツ代その他にも使えて、</p> <p>使いあまった時にも返還可能な生活保護費以上の年間300万円から1000万円以上を</p> <p>公共事業として地域商品券を作って支給して、</p> <p>放射性廃棄物と除染土と放射性物質が放射線が人への無害になる治療法、活用方法の確立するかやめるために、</p>

実験用のマウス、サル、線虫、魚介類、実験に協力する人、その他の実験用動物の距離と時間ごとの空気を介した接触で
どのような変化が起きるのか比較して
平均寿命前に健康を悪くして、どのような病気を発症して
寿命を迎えたのか、迎えなかったのか、調べて
公共事業として日本人一人一人に公表して、賛成と反対の数を調べた結果を
日本にいる人一人一人に知らせて、
健康を悪化させて実験用動物の平均寿命前に亡くなったり、健康が悪化したり、
健康が悪化して交尾や生殖活動の回数が減らない距離や遮蔽物の結果を公共事業として
日本人一人一人に知らせて、賛成、反対、思ったことを判断と公表をしてもらって、
被害を与えた人または企業は罪を償って賠償金を払いながら生活できるように
生活保護費以上の地域商品券の支給と
被害を受けた人の治療費と生活保護費を支給して、
過去最高の平均寿命より長く生きられるまたは維持できて、
子どもを産み育てたい人が産める回数が減ったりすることがないように支援して下さいますようお願い申し上げます。